

高槻市立地適正化計画に基づく届出制度

商業・医療施設等の開発又は建築等を 計画しているみなさまへ

立地適正化計画とは

立地適正化計画は、様々な都市機能の立地の適正を図る、都市全体を見渡したマスタープランとなるものです。人口減少や少子高齢化の進行に対応した持続可能な都市を実現するため、人口密度を維持し、生活サービス機能等の適切な誘導を図る居住誘導や都市機能誘導の方針を示しています。

本計画の策定に伴い、同法に基づく届出が義務付けられ、以下の行為等を行おうとする場合は、市への届出が必要になります。

届出対象

都市機能誘導に関する届出(法第108条、108条の2関係)

誘導施設について、設定されている都市機能誘導区域外で開発若しくは建築等行為を行おうとする場合又は都市機能誘導区域内で既存の誘導施設の休廃止を行おうとする場合は、着手又は休廃止の30日前までに市への届出(下記様式及び添付図書の提出)が必要になります。

届出をしないで、又は虚偽の届出をして開発若しくは建築等行為に着手した場合は、30万円以下の罰金に処せられる場合があります。

●対象行為：＜都市機能誘導区域外＞

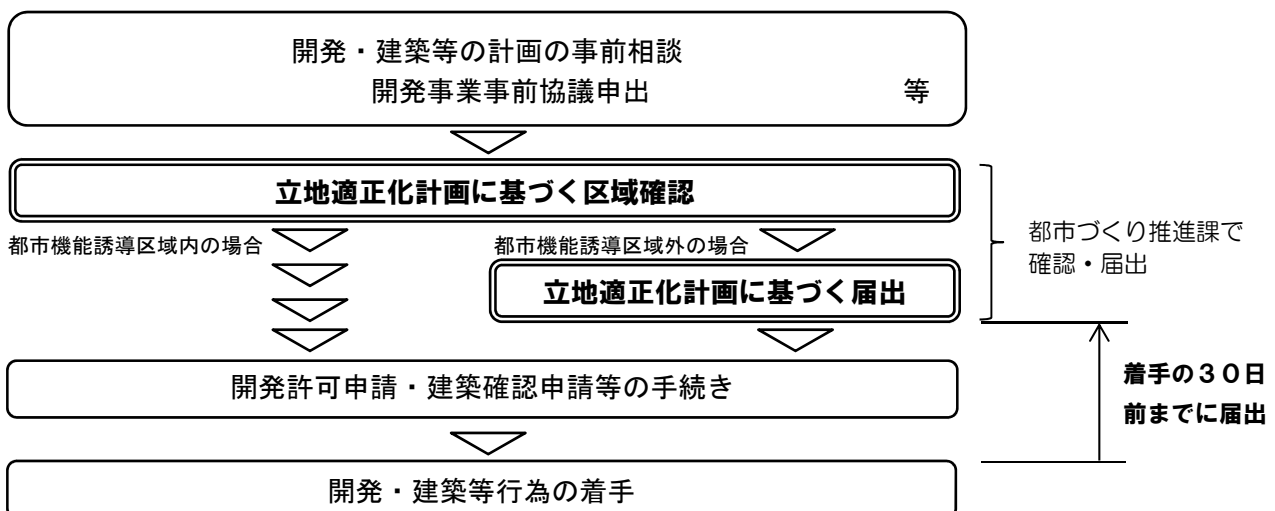
- ① 開発行為の場合……………(様式-4)
 - ・誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為
- ② 建築等行為の場合……………(様式-5)
 - ・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
 - ・建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
 - ・建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ③ 上記①、②の届出内容を変更する場合……………(様式-6)

＜都市機能誘導区域内＞

- ④ 既存の誘導施設を休止又は廃止しようとする場合……………(様式-7)

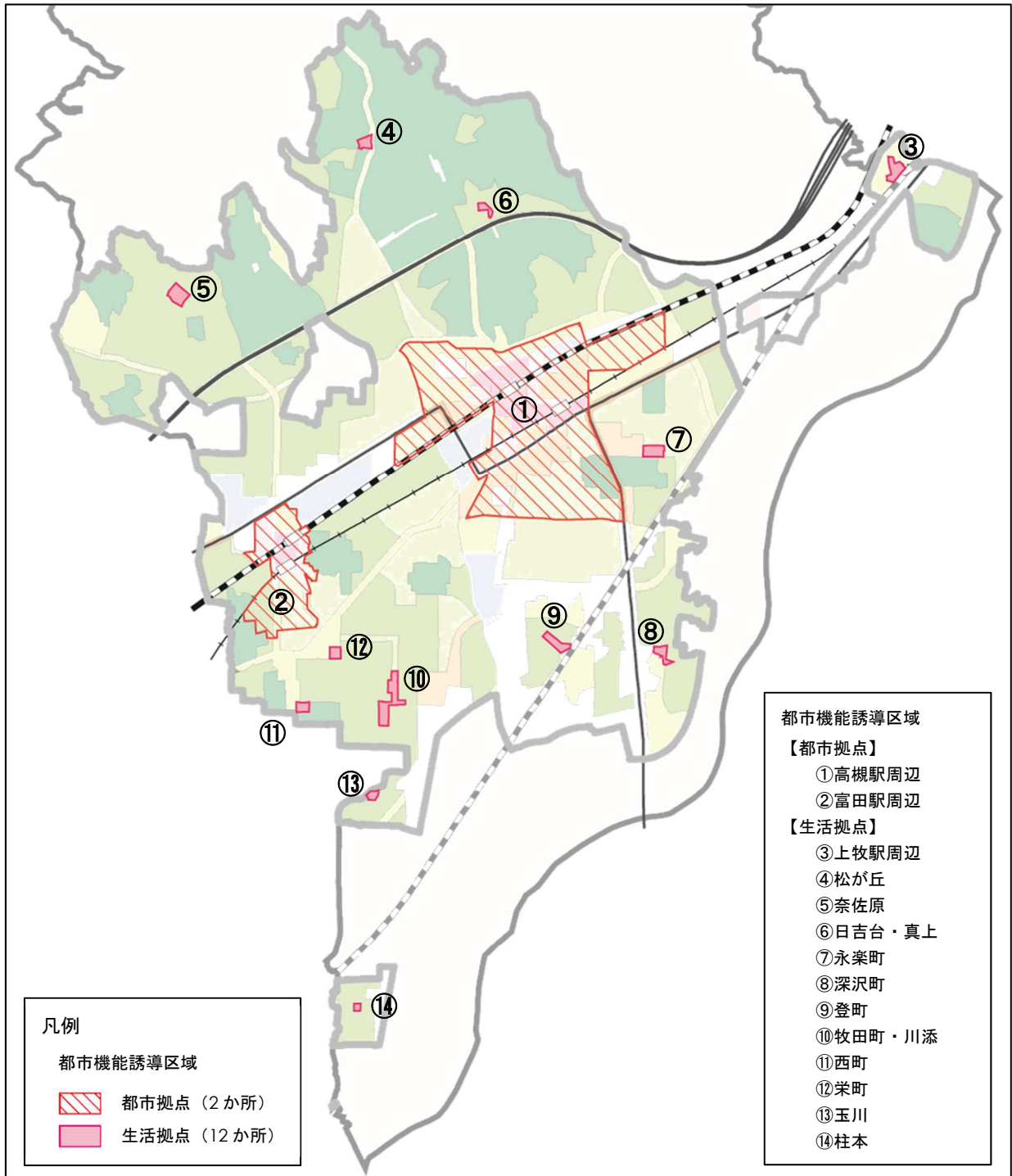
手続きの流れ

開発又は建築等の申請等の際にあわせて立地適正化計画に基づく区域確認を行い、必要に応じて届出手続きを行ってください。



都市機能誘導区域（都市拠点、生活拠点）

居住誘導区域内において、各種生活サービスの効率的な提供が図られるよう、生活利便施設の誘導を図る区域として、「都市拠点」、「生活拠点」の2種類を設定しています。



●誘導施設

都市拠点 ①高槻駅周辺

商 業：百貨店、総合スーパー、スーパーマーケット

医 療：三次救急医療機関、特定機能病院、地域医療支援病院、先進医療施設

行 政：公共施設

その他：コンベンション機能を有する施設

都市拠点 ②富田駅周辺

商 業：総合スーパー、スーパーマーケット

医 療：地域医療支援病院

行 政：公共施設

その他：コンベンション機能を有する施設

生活拠点 ③～⑭

商 業：スーパーマーケット

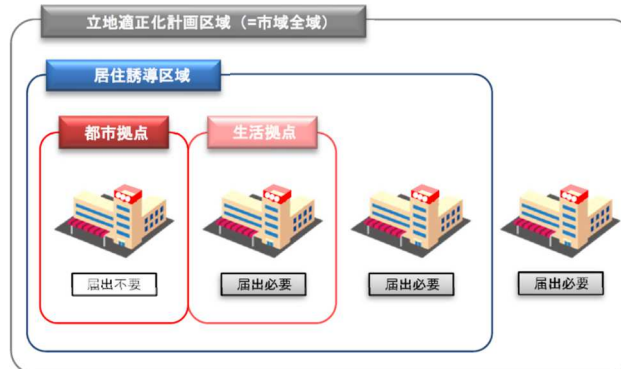
誘導施設

本市はコンパクトシティがおおむね形成されており、都市機能も充実していることから、現在の施設を維持していくことを基本として区域ごとに誘導施設を定めています。

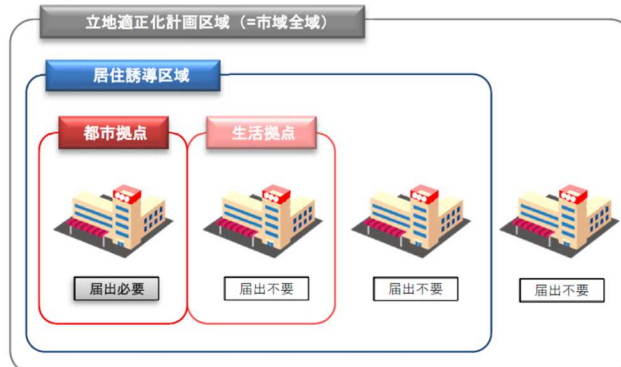
●誘導施設の届出必要箇所一覧（○印：開発又は建築等行為の場合、●印：休廃止の場合）

機能	誘導施設	詳細	都市拠点		生活拠点	その他の区域
			高槻駅周辺	富田駅周辺		
商業	百貨店	商業統計調査（経済産業省）における業態分類表に定める百貨店、総合スーパー	●	○	○	○
	総合スーパー		●	●	○	○
	スーパーマーケット	生鮮食品を取り扱う店舗のうち、店舗面積が [※] 500 m ² 以上のもの（共同店舗、複合施設等含む）	●	●	●	○
医療	三次救急医療機関	大阪府保健医療計画（大阪府）において三次救急医療体制を有する病院	●	○	○	○
	特定機能病院	医療法第4条の2に定める特定機能病院	●	○	○	○
	地域医療支援病院	医療法第4条に定める地域医療支援病院	●	●	○	○
	先進医療施設	先進医療を実施する医療機関のうち、特に必要と認めるもの	●	○	○	○
行政	公共施設	センター機能を有する施設や教育文化施設、多数の市民が利用する施設など	●	●	○	○
その他	コンベンション機能を有する施設	会議室、宴会場、催場等のうち、床面積が300m ² 以上のもので、調理室、配膳室等から飲食物を提供することができるもの	●	●	○	○

例：総合スーパーを立地する場合



例：総合スーパーを休廃止する場合



※総合スーパーは都市拠点の誘導施設

問い合わせ先

高槻市 都市創造部 都市づくり推進課
TEL：072-674-7552 FAX：072-661-7008